るもの　0.01173

G''_n　簡易水道事業債同意等額（G_n に係るものを除き、簡易水道事業に係る防災対策に要する経費に充てるため n 年度に発行を同意又は許可を得た地方債（地方単独事業に係るものに限る。）に限る。）

$H''_{令7}$　ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.01505

イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01642

［略］

K_1　病院事業債に係る元利償還金（令和７年度繰出基準第４、1、(2)に該当する事業のうち、平成３年度から平成13年度までに発行を許可された病院事業債（平成14年度に許可を受けた平成13年度以前に基本設計等に着手した事業に係るもの（以下「平成13年度以前からの継続事業」という。）を含み、介護老人保健施設に係るものを除く。）の元利償還金に３分の２を乗じて得た額及び災害拠点病院の施設整備に充てるため平成13年度に発行を許可された地方債（平成13年度以前からの継続事業を含む。）の元利償還金に３分の１を乗じて得た額の合算額）

K_2　病院事業債に係る元利償還金（令和７年度繰出基準第４、1、(2)に該当する事業のうち、平成14年度に発行を許可された病院事業債（平成13年度以前からの継続事業及び介護老人保健施設に係るものを除く。）の元利償還金に３分の２を乗じて得た額及び災害拠点病院の施設整備に充てるため平成14年度に発行を許可された地方債（平成13年度以前からの継続事業を含む。）の元利償還金に３分の１を乗じて得た額の合算額）

［略］

M_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.03108

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.024

［略］

M_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.02981

［同左］

K_1　病院事業債に係る元利償還金（令和６年度繰出基準第５、1、(2)に該当する事業のうち、平成３年度から平成13年度までに発行を許可された病院事業債（平成14年度に許可を受けた平成13年度以前に基本設計等に着手した事業に係るもの（以下「平成13年度以前からの継続事業」という。）を含み、介護老人保健施設に係るものを除く。）の元利償還金に３分の２を乗じて得た額及び災害拠点病院の施設整備に充てるため平成13年度に発行を許可された地方債（平成13年度以前からの継続事業を含む。）の元利償還金に３分の１を乗じて得た額の合算額）

K_2　病院事業債に係る元利償還金（令和６年度繰出基準第５、1、(2)に該当する事業のうち、平成14年度に発行を許可された病院事業債（平成13年度以前からの継続事業及び介護老人保健施設に係るものを除く。）の元利償還金に３分の２を乗じて得た額及び災害拠点病院の施設整備に充てるため平成14年度に発行を許可された地方債（平成13年度以前からの継続事業を含む。）の元利償還金に３分の１を乗じて得た額の合算額）

［同左］

M_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.030

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.024

［同左］

M_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.02983